

「記号」とらじりつば

——『西国立志編』をめぐる——

A Study of the Word 'Kigo' (記号)

木村 秀次

Shuji KIMURA

キーワード：西国立志編 記号 標識 表識 モットー 対訳辞書

目次

はじめに——要旨——

『西国立志編』の「記号」

対訳辞書等における「モットー」

漢籍における「記号」

日本の古文獻における「記号」

幕末・明治初期の文獻の「記号」

対訳辞書等における「記号」

『西国立志編』の「標識」・「表識」

おわりに

はじめに——要旨——

中村正直訳『西国立志編』（明治四年・一八七二）には、「記号」という語が

散見する。その「記号」のほとんどが、*motto*（モットー）の訳語として用いられており、現在の一般的な意味とは異なるものである。

「目次」に記した手順のもとに調査したところ、この場合の「記号」は、やはり過去の諸分野の文獻に見える「記号」とも意味にずれのある、特異なものであることが確認される。

中村正直が何に基づいて、*motto*の訳語として「記号」という語を選んだのかについては、現在十分明らかにしえない。今後、更に調査を重ね、考察を進めるつもりであるが、本稿では、限られた文獻を対象に調査した結果を中間的に報告する。

なお、『西国立志編』には、同じく *motto* の訳語として、「標識」、「表識」などの訳語も用いられている。最後に、これらの語に関して若干触れる。

『西国立志編』の「記号」

『西国立志編』に、「記号」という語は、次の六つの例が見られる。（国立国会図書館蔵の明治四年版によった。漢字は現在通行の字体に改めたが、句読の

符号などは原文のままである。なお、以下、『西国立志編』の例文には、文頭に算用数字を用い、それ以外の用例文には、ローマ字を用いて整理した。）

- 1 然レドモソノ志向正直ニシテ事ヲ作スヲ勉メ・ソノ記号ニ忍耐ノ字ヲ用シガ・実ニ能クコレヲ行ナヘリ・(四編・二十二章)
- 2 雕像工伴克斯ハ・ソノ記号ニ(勉強及び忍耐)ノ字ヲ用シガ・実ニ自ラコレヲ行ヒ・又コレヲ人ニ勸メタリ・(六編・六)
- 3 バットルアツベイ寺観ニ・一ノ破レタル古盛ヲ蔵セリ・ソノ上ニ標識シルシノ字アリテ・「希望ハ吾ガ勢力ナリ」ト書ルセリ・善イカナ・コノ言・実ニ人々ノ記号ニ用ヒテ可ナルベシ・(八編・二)
- 4 忽チ強盗ニ逢ヒ・(中略)僅カニ生命ヲ脱シケリ・コノ時ヨリ「ネバーデスペーア」決シテ失望セズノ語ヲ記号ニ用ヒシトナリ・(八編・二十五)
- 5 義氏(筆者注)義地活士のこと)ノ記号トスル語ニ「ノー・コムパニー・ヲア・グード・コムパニー」朋友ナシ・有レバ必ず好朋友・ト云ヘリ・(十二編・十)
- 6 蓋シ天地開ケテ後・始メテ兇殺ヲ行ナフ人アリシ時・造物主既ニコノ人ノ類ニ・ソノ罪ノ記号ヲ印シ・(中略)罪ヲ犯カセル人ヲ処シ玉ヘリ・(十二編・六)

「記号」という語は、現在一般には、「一定の内容を表示するための文字、標章、符号など。また、それによって表わすこと。」(『日本国語大辞典』)の意味に用いられている。^{注1}六つの用例のうち、6の「記号」は、その意味に沿っているといえよう。サミュエル・スマイルズ (Samuel Smiles) の *Self-Heep* の *mark* を訳出したものである。しかし、例文1から5までの他の「記号」は、それとは異なり、ずれがあってしっくりしない。

五つの文例から、「記号」に「用ヒ」るもの(用例5は「記号トスル」もの)は、「字」「語」あるいは「言」であることとなるが、実は原典の *Self-Help* と照合すると、これらの「記号」の原語はすべて *motto* なのである。つまり

中村正直は、「記号」という漢語を、「字」「言」「語」によって表される「モットー」の訳語として用いたわけである。

以下、本稿では、この、*motto* の訳語としての「記号」に関して触れることとする。

対訳辞書等における「モットー」

motto は、現行の英和辞典では、次のように記されている。(小学館『ランダムハウス英和大辞典』による。)

- ① モットー、座右銘、標語。
- ② (巻頭・章題などに引用した) 題辞、題句、引用句、題詞。(盾や紋章に記した) 銘。

先の例文1〜5までの「記号」は、上記の①の意味が中心をなすといえよう。また、『広辞苑』(岩波書店)の「モットー (*motto*)」の項には次のようである。(西洋の封建貴族が楯・紋章などに記した題銘) 行動の目標や指針とする標語、格言。座右の銘。

括弧内の説明は、先の英和辞典の②と同じ内容である。まず、幕末・明治初期の対訳辞書などにおける *motto* の訳語について整理したい。

蘭学資料のうち、『波留問和解』(一七九六頃成立)、『訳鍵』(一八一〇)、『和蘭字彙』(一八五五―五八)は、いずれも *motto* 及び *Levensregel* の語を収めている。

では、英華辞典、英和辞典及び独和辞典の諸辞書では、*motto* はどのように訳されていたであろうか。時代はややさかのぼるが、モリソン (Robert Morrison) の *A Dictionary of the Chinese Language* の第三部 (英華の部) (一八二二) は、*motto* を収めず、メジャーナー (W. H. Medhurst) の *English and Chinese Dictionary* (一八四七―四八) は、*motto* の訳語を「題目」と記

す。(現在において一般的に「記号」と対応する 'sign', 'mark' の訳語の一つとして、両書は、ともに「記号」を載せる。) なお、「題目」の訳語は先に挙げた『英和辞典』の②の「題辞、題句」などに通じるといえよう。この訳語は以後の諸辞書に踏襲される。

『両国立志編』刊行前十年間及びそれ以後のほぼ同時期の、代表的な対訳辞書等においては、次のようである。

堀達之助等編『英和对訳袖珍辞書』(文久二年・一八六二)

譬へ 譬言 題目 短語

堀越亀之助編『改正英和对訳袖珍辞書』(慶応二年・一八六六)

題目 短語

W・ロブシャイド (W.Lobscheid) 編『英華字典』(一八六六・一八六九)

題目

高橋新吉等編『増補和訳英辞書』(薩摩辞書) (明治二年・一八六九)

題目 短語

小田条次郎等編『和袖珍字書』(明治五年・一八七二)

金言 諫言

柴田昌吉等編『附音英和字彙』(明治六年・一八七三)

題目 綱領

松田為常等編『独和字典』(明治六年・一八七三)

譬エノ語^{コトバ} 短語

当時の対訳辞書等では、「譬へ、譬エノ語^{コトバ}、譬言、綱領、題目、短語、金言、諫言」などの訳出が試みられている。『西国立志編』刊行以前の辞書に限れば、「譬へ、譬言、題目、短語」の四語である。実はこれらの訳語の中には、*motto* の意味とはずれが感じられるものもあるが、そのことはひとまずおく。上記の辞書に見る限り、*motto* に「記号」の訳語を付した例はない。(なお、J・C・ヘボン著『和英語林集成』(初版〳慶応三年〵、再版〳明治五年〵とも)、S・

W・ウィリアムズ著・柳沢信大校正『英華字彙』(明治二年)には、*motto* の語そのものを収めていない。また、中村正直が編纂に関与した『英華和訳字彙』(明治十二年、中村正直校正・津田仙等訳)には、ロブシャイド『英華字典』などの記述を受けて、*motto* に「題目」の訳語を載せるだけである。

漢籍における「記号」

「記号」という語は、普通どのような意味で用いられていたのであろうか。同時代の明治初期の文献における意味に触れる前に、漢籍(白話小説類を含む)と日本の古文獻での意味について簡単に触れる。

「記号」の語は、『論語』『孟子』等の「十三經」、『史記』『漢書』をはじめとする「二十四史」には見出されず、清朝の『佩文韻府』にも収められていない。『大漢和辞典』(大修館書店)には、「記号」に、*chih hao* と中国語音を示し、「しるし、記号、商標、符号」の意味を記すものの、その用例はない。用字の異なる「紀号」「記」と「紀」とは意味上相通じる面がある)は、二つの意味に分け、その一つに、「名称、表題。又年号」とある。後漢の蔡邕作「明堂月令論」の「秦相呂不韋著書、取二月令一為紀号」ほか、庾信の「進赤雀一表」、『宋史』『王觀伝』の用例を載せる。他の一つは、「文字其の他、人の思想を代表する標章、符号、符牒、しるし」とあるが、用例は記されていない。

中国の『漢語大詞典』(漢語大詞典出版社)は、「為引起注意帮助識別、記憶而做的標記」(注意をうながし、また識別や記憶を助けるための標識・しるし)と意味を記し、次の文例を載せる。(原文と照合し、文字を修正したところがある。便宜上、日本の現行の字体によった。)

a 階前旋殺羊、令衆客自割、随所好者綵線繫之記号畢、蒸之、各自認取以剛竹刀切食。(馮贄『雲仙散錄』過斤羊)

b 風箏兒為記号、依然有、俺兩個相約在梧桐樹辺頭。(閩漢卿『緋衣夢』二折)

前者は唐時代の作品の一節で、現在のところ、さかのぼりうる最も古い用例である。客人に羊を割き、好む箇所に赤い綿布をかけて「記号」とさせる。蒸した後、めいめいが取り分とする「めじるし」としたのである。「記号」は動詞的に用いられている。

後者は、元時代の戯曲のせりふの一部である。「風がめじるしで、そのまま残っている。私たち二人はこのアオギリの樹のもとで逢う約束をしたのだ」という。同じく元曲には「めじるし」の意味を表す次のような例もある。

c 我間称、這三条路、不知那一条往江東黄鶴楼上去。(中略)再有甚麼記号。(無名氏「黄鶴楼」二折)

時代ははるかに下るが、十九世紀中頃の『六合叢談』には、次のような例が見られる。

d 上古未有書契、或種樹木、或造石壇、或疊石崗、以為過去記号。(一卷七号 艾約瑟「西学説」 咸豐七八一八五七〇年六月)

文字のない上古の時代、樹木を植え、あるいは石壇や小高い石の岡を造り、過去における「記号」としたというのである。やはり「めじるし」の意味である。出典の『六合叢談』は、ロンドン伝道会によって、上海で出版された月刊誌である。「十九世紀の西洋各国に関する情報、近代文明の詳細を東洋に紹介したもの」で、日本では、蕃書調所によって翻刻版が作成され、「幕末・明治初期の知識人に多大の影響を与えた」とされる^{注4}。

現在中国では「記号」は上記の用例につながる意味を表し、広く常用されている『現代漢語詞典』(商務印書館)には、『漢語大詞典』とほぼ同様の意味が記されている。特に名詞的用法の用例 b・c・d の「記号」は、後に触れる日本の幕末・明治初期の意味・用法に重なるのである。

なお、漢訳仏典では、「記号」の語はあるいは用いられていないかと思われず。大蔵経学術用語研究会編『大正新編大蔵経索引』(一卷一四十五卷)には、いずれの巻にも「記号」の語は収められていない。

日本の古文献における記号

このような節を設けたものの、調査した文献は極めてわずかである。調査が行き届いていないのであるが、日本の古文献では「記号」は少なくとも常用されることはなかったと思われる。「類聚名義抄」、「色葉字類抄」及び中近世の諸種の「節用集」・「下学集」類には、「記号」の語は見られない。簡見に入った用例はまことに少なく、現在のところ、次の『正法眼蔵』(寛喜三年一建長五年撰)中の例を見出したに過ぎない。

e 雲箇水箇、真箇の参究を求覓せんは、切忌すらくは五家の乱称を記持することなかれ、五家の門風を記号することなかれ。(「仏道」)

f (手巾・袈裟などを)おちざらんやうに打併すべし。倉卒になげかゝることなかれ。よく〜記号すべし。(「洗淨」)

前者の文中の「五家」とは、禅宗の雲門・法眼・鴻仰・臨濟・曹洞の五宗をいう。前文に、この五家に関して、「家風有別者、不二法門也」とある。(家風に別があるとするのは、真の仏法ではない。)それゆえに、「雲箇水箇」(個々の雲水一修行者)が真の学道を求めるには、「五家の門風を記号することなかれ」と説くのである。この「記号」に対して、岩波文庫本の脚注は、「記号はシルス、号はナツケル」と記し、角川文庫本は「記憶する」と訳す。^{注6}

後者の用例は、東司における作法を述べる。東司には、手巾(手ぬぐい)、袈裟などをかける浄竿があり、複数の、円形の号(しるし)が描かれている。「よく〜記号すべし」の「記号」とは、自分が手巾などをどこにかけたか、「その号を記憶すること」をいう。やはり、漢語サ変動詞として用いられており、しかも、「記号」の二字が「しるし、しるす」という類義的な意味を表すものではなく、「号を記憶する」(「記」はおぼえる意)という動賓構成に解されている。

なお、唐話辞書のうち、大典禪師編『学語編』(明和九年・一七七二)には、

「記号」(書記類)と見える。「記号」を「しるしをつける」の意味とし、「題識」を同義の語として挙げたのである。

幕末・明治初期の文献の「記号」

次に、江戸時代末期から明治初期にかけての「記号」について、いくつかの文例を基に、その意味を考えたい。(文例には、適宜句読点を補う。)なお、対訳辞書における「記号」については、次節で触れる。

g 因^テ叙^ニ從^一位^下。任^ニ大膳^ノ大夫^一。賜^フ以^ニ菊^ノ桐^ノ記^号。一。(『国史略』五卷「正親町天皇」 文政九年(一八二六)

記事は、正親町天皇即位の際、毛利元就が大札の費用を献上したことにかわる。「記号」には左側に「ゴモン」の振り仮名が付されているように恩賞として与えられた「御紋」(紋章・紋所)である。実は「記号」の語が『国史略』に見えることは、松井利彦著『近代漢語辞書の成立と展開』に指摘がある。その中で「記号」の語は、(日本と中国とで別個に造語されたのではなく)、「清時代の中頃には使用されていて、それが『英華字典』に記され、一方、それらは近世に日本に取り入れられていたと考えるほうが自然であろう」という。中国では、「記号」の語が早く唐代の文献に見えることは、先に触れたとおりである。

h (十五里程の軍行において) 道路ノ形状ニ準^メ、七十六時、又ハ九十時、又ハ百四時ヲ要スルノ記^号トナシ、…(高野長英訳『三兵答古知幾』 卷六 安政四年(一八五七)序)

引用の『三兵答古知幾』という書物は、もともとプロイセンの兵学に関する著作である。そのオランダ語訳をもとに、長英が和訳したもので、国防が重要問題であった幕末期に広く重んぜられたという。引用文は、行軍の路程を説明した部分である。十五里を進軍する場合、好路・中路・悪路に應じる、標準的

な所用時間を示して「記号」としたものである。この「記号」は「めじるし」の意味を表す。あるいは、「目当て」「目安」の意味に近いといえるよう。

i 二ツの者相待て四ツとなる。今煩しきを省くが為に各記号にて示すと左の如し。(西周『学原稿本』十二章 明治二年(一八六九)起稿) 「命題試式」と題する箇所に見える。「泛称」と「特称」の二つの命題にそれぞれ表・裏を設定し、更に各々を甲乙丙丁の四つに分類する。それらを「各記号」と称したのである。

j 古昔聖賢の学に於ても、孔子は仁智を言ひ、孟子は性善を説く。(中略)仁智と言ひ、性善と言ふも、皆重なる所の一の記号にして、是より幾緒の道理を引き出すなり。(西周『百学連環』総論 明治三年開講)

「記号」には「カンバン」の振り仮名が付されている。その意味・内容はとらえづらい。孔子・孟子の思想内容を集約したもの、エッセンスを端的に表し示すものであろう。単語によって表される抽象的なものであるが、それにやはり一つの「しるし」である。

ちなみに、『百学連環』では、「符号」の語は、次のように用いられている。
・ 英國の如きは、Alphabeticalとて即我かイロハといふに同して、彼のABC等の符号を以て部分し、其符号に依て夫れ々の学科を引出す所の書籍凡そ十二冊とす。(「問書」第一総論)

・ 次に瑞典のBenzeliusなる人symbolとて、元素の符号を發明して学者をして便ならしむ。譬へは水素はH、酸素はO等の如し。(最後之章) 再び「記号」の語に戻る。

k 官ノ会計局ヨリ発行セシ記号アル国債ノ証券又ハ法律ヲ以テ允許セシ銀行ノ手形ヲ贖造変造シタル者(中略)此等ノ犯人ハ無期ノ徒刑ニ処セラル可シ(箕作麟祥訳『仏蘭西法律書』「刑法」第二節 第三百十九条 明治八年(一八七五))

『仏蘭西法律書』は、明治政府の命に依じて、翻訳・紹介されたものである。右の文章内の「国債ノ証券」「銀行ノ手形」に付された「記号」とともに、他の条には、「各種ノ物品、商品ニ付ク可キ記号」(第百四十二条)ともある。数字による番号と場合によっては文字を含むであろう。

1 蓋夫文字文章ハ音声ノ記号言語ノ形状ニシテ古今ヲ觀彼此ヲ通シ約諾ヲ記シ芸術ヲ弘ムル日用備忘ノ一大器ナリ(清水卯三郎「平仮名ノ説」
明治七年(一八七四)〇)

「音声ノ記号」とは、音声を形あるものとしてとらえ表した「しるし」と解されよう。

m 午後ヨリ蜂蜜王社ノ香水製造場ニ至ル。此場ハ、巴黎ノ東南ナル郊外ニアリ、蜂ヲ画キテ記号トス。(久米邦武編『特命米欧回覽実記』第全權大使四十八巻「巴黎府ノ記七」明治十一年(一八七八)〇)

パリ郊外の香水製造場を訪問した時の記事である。「蜂蜜王社」という社名にちなんで、蜂を描いて「記号」としたのである。会社のマーク、さしずめ、ロゴ・マークに当たるであろう。『米欧回覽実記』には、「記号」の語が他にもしばしば用いられている。

n 仏ノ大政府ニハ、仏語ヲ用ヒ、市街ノ招牌記号等、ミナ仏文ヲ用フ。
(第八十九巻「欧羅巴洲政治総論」)

o 支那ノ市ニ入レハ、朱漆ノ色眼ニ照ル、記号、招牌、柱聯、漢文字ニテ筆法適美ナリ。(第百巻「香港及ヒ上海ノ記」)

二つの用例とも、「記号」の語は、「招牌」カシバンと並列される。それぞれ「仏文」あるいは「漢文字」で記されている。文字による諸種の情報を与える「めじるし」といえよう。(第九十九巻にも「記号」の語が見えるが、同様である。)

p 茶箱ニハ左ノ書式ノ如ク茶名記号等ヲ記載スベシ(「郵便報知新聞」
明治十一年(一八七八)〇一月二十四日「紅茶製法伝習規則」第十六条)
内務省から出された、紅茶に関する規則の一部である。製造した紅茶は茶箱

に入れ、側面に茶名とともに「記号」を記載する。その記載事項は、製造の年号・県名・氏名等である。「記号」はこれらの簡条的な事項を総称している。やはり「めじるし」となるものである。

なお、「郵便報知新聞」には、遺失届けのあった獵獣免状に関する記事が散見される。免状の番号を載せ、拾得者は届け出るべき旨を告げる記事である。その文中には、次のように必ず「記号」の語が用いられる。

q 平民益田孝所持ノ遊獵免状第百三十号壹枚(中略)遺失ノ趣届出候
条右記号ノ免状拾得候者ハ速ニ管庁ヘ可届出事(明治十一年四月十日
「勸農局録事」)

該当の箇所は、実は、「右記ノ号」の意とすべきか、「右記ノ記号」ととらえるべきか迷うのであるが、「記号」というまとまりであれば、文字通り「記された番号」の意味であろう。

上記のgからqまでの文中の「記号」が、現在管見に入った幕末・明治初期の文献中の用例である。その数は少なく、また、特に用例jのように、意味内容のとらえづらいものもあるが、各用例の「記号」の内容を整理して示すと次のようである。

g 紋章・紋所(「ゴモン」とルビ)、h 所要時間を示す数字、i 分類上の
甲乙丙丁(「フテウ」とルビ)、j 中心思想の呼称、キーワード(「カンパ
ン」とルビ)、k 証券の数字(と文字)、l 文字(「音声ノ記号」とある)、
m 会社のマーク、n・o 諸情報を伝える文字(「メジルシ」とルビ)、

p 簡条的な事項を示す文字、q 獵獣免状の番号を示す数字(と文字)

「記号」の語は現在一般には「符号」の類義語として狭く解されることが多い。限られたものではあるが、上記の文例中の記号は、jを除いて、文字・数字あるいはマークなど、具体的な形あるものによって一定の意味・内容を示す「しるし」あるいは「めじるし」という共通点があり、その点に集約される。

実はそれは、先に挙げた国語辞典の「一定の内容を表示するための文字、標章、符号など」という定義に同じである。'motto'とは、やはり意味上の隔たりがある。

対訳辞書等における「記号」

では、当時の対訳辞書においては、「記号」は何の訳語として用いられているであろうか。日本最初の官版英和辞書である洋書調書刊『英和对訳袖珍辞書』(文久二年・一八六二)では、「記号」は、'character, mark, note, sign, signal'の訳語の中に見える。また、中村正直が『西国立志編』『自由之理』等の訳出の際に訳語を採り入れるなど寄りどころとした^{注10}、ロブシャイド編『英華字典』では、『英和对訳袖珍辞書』の'signal'を除く四語と更に 'badge, counter, emblem, memento, monument, symbol'などの訳語として用いられている。時代はやや下るが、幕末から明治初期における抽象語を集大成した井上哲治郎等編『哲学字彙』(明治十四年・一八八二)では、「記号」は'Signa'、「記号論」は'Semantology'の訳語にあてられている。J・C・ヘボン著『和英語林集成』初版(慶応三年)、二版(明治五年)の「英和の部」には、「記号」の訳語は見えず、三版(明治十九年)に至って、「badge」の訳語の一つとして現れる。なお、『西国立志編』には、原典 *Self-Help* の 'sign' を「表号」と訳し、「カンバン」のルビを付した例がある(第二編十章)。また、原文の 'maxim' は「格言」と訳されるのが普通である(六編十六、八編十二、十二編一、十三編九)。

先に見たように、『西国立志編』の翻訳以前の諸辞書において、「motto」は「譬へ、譬言、題目、短語」と訳されている。これらの複数の訳語は、この稿で扱う 'motto' の意味・内容を十分に表し得ていないきらいがある。中村正直は既存の対訳辞書の訳語を用いず、より適合する語を選びあてはめようとしたのであろう。しかし、正直が選んだ「記号」という漢語もまた、明治初期の文

例中の用例と対訳辞書等の記述から、当時においても、「motto」の訳語としては、対応関係が乏しく、「ずれ」があると感じられる。

『西国立志編』の「標識」・「表識」

『西国立志編』では、「motto」を五回にわたって「記号」と訳しているが、それ以外に、次のように、「表識」「標識」「箴規」「絶妙ノ言語」と訳出した例がある。

- 7 礼諾爾爾同ジク・ソノ表識ノ語ニウラルク・ウラルクウラルク・
〔劳作・々々・々々〕ト云ヘル語ヲ用ヒタリ。(六編・十三)
- 8 マタソノ下ニ「嗚呼人汝自ラ助ケヨ」ト書セシトナリ・コノ一句ハ・
備氏平生用フルトコロノモットノ語ナリ。(六編・十六)
- 9 バットルアツベイノ名ニ・一ノ破レタル古座ヲ感セリ・ソノ上ニ標識
ノ字アリテ「希望ハ吾ガ勢力ナリ」ト書ルセリ・善イカナ・コノ言・
実ニ人々ノ記号ニ用ヒテ可ナルベシ。(八編・二)
- 10 ス格的(中略)・箴規ノ言ヲ請ハレケレバ・書ヲ作りテ・コレニ答ヘ
テ曰ク・汝謹ンデ光陰ヲ蹉過スル「勿レ」。(九編・十九)
- 11 其上ニ伯氏ノ自ラ道ル絶妙ノ言語ヲ録セリ・曰ク・吾ガ富ハ・吾ガ産
業ノ大ナルニ在ラズシテ・吾ガ需要ノ小ナルニ在リト。(十編・二十六)
- 12 マルニッククスドサインアルデゴンド名ノ標識ニ・ロポーアイエウー
ル(別処安息)ノ安息ヲ求ムルノ意ノ字ヲ用ヒタリシトナリ。(十一編・十
五)

用例9の原文は 'motto' の前に 'fine heraldic' が、用例10には 'fine' の修飾語が付されている。(例文9は、先に「記号」の語例として挙げた例文3と同文である。)

「標識」と「表識」の二語の意味について、現行の辞書の記述を基に簡単に

整理しておく。

まず、「標識」の語は、『漢語大辞典』に、「記号、符号或標誌物。用以標示、便于識別」(記号、符号、あるいは標示物。標示して、識別に便利なようにする)とある。三国、魏の稽康の作品、『醒世恒言』(売油郎独占花魁)などの文例があげられている。『日本国語大辞典』は、「標識」に「目印(めじるし)などの目標として設けられたもの。しるし」と記す^{注11}。

「表識」については、『漢語大辞典』は、「標記、標識」の意味であるとし、『漢書』(王莽伝下)、『三国志』(呉志)、『周紡伝』等の用例を載せる。実は、「標記」も「記号」の意味をもち、結局、漢籍においては、「標識」「表識」はともに「記号」とほぼ同義の語であるといえる。『日本国語大辞典』は、「表識」の語を収めていない。

なお、例文9の「標識」の原語は、'heraldic motto' である (heraldicは、「紋章」の意)。「標語・座右の銘」といった内容を示す他の用例とは異なって、'motto'のもつ別の意味——「題句、題銘」を表すものにとらえるべきかもしれない。

'motto'の訳語として、一回だけ「箴規」(用例10)が用いられている。「箴規」の左側に付された「イマシメ」の振り仮名とともに、この訳語は他の訳語に比べて、'motto'の意味をよく表しているといえよう。なお、『西国立志編』において、「箴規」は、他に、'counsel'の訳語として一度見られる(十一編・二十三)。

また、先に触れたが、'maxim'は、多く「格言」と訳されている。

おわりに

中村正直は、上述のとおり、『西国立志編』において、'motto'の訳語として「記号」を五回用いている。その所在は、第四編、六編、八編(二回)、十二編で、特定の編に集中することなく飛び飛びである。一方、「記号」以外の訳語(用例7〜12)の「標識」「表識」「箴規」「絶妙ノ言語」も、第六編(二回)、八編、九編、十編、十一編にわたり、同様に散発的である。'motto'の訳語として「記号」を比較的多くあてるものの、その個所は定まっていない。中村正

直は最後まで'motto'の訳語を模索していたものと考えられる。

ところで、文例3の「記号」、7の「表識」、9の「標識」の左側には、それぞれ「シルシ」の振り仮名が付されている。『西国立志編』において、左ルビは意味を示す役割をもつ^{注12}。「記号」の「記」も、「標識」「表識」の「標」「識」、更に「表」も本来すべて「しるし」の意味をもち、漢語の「記号」「標識」「表識」と、和語の「しるし」との結び付きは強い。しかし、繰り返し述べるように、「記号」も「しるし」もやはり'motto'とは意味にずれがあると感じられる。

「記号」は、再掲すると、「一定の内容を表示するための文字、標章、符号など」(『日本国語大辞典』)と定義される。「モットー」(motto)も広くはそれに包含される。ただし、ここで問題としているモットー(motto)は、「行動の目標や指針とする短句。標語。座右の銘」という限定があり、それが意味の中心をなす。「記号」と'motto'とを結び付けるために、「しるし」を「字」「言」「語」による「めじるし」とし、更にそれを「めあて・目標」のことば(「とらえてみても、それはやはり飛躍があるとすべきであろう。先に挙げた1〜5及び7〜12の文例を通して)、「記号」「標識」「表識」の内容は、より具体的には、行動の指針や努力目標、自己への戒めや注意を喚起することば、あるいは経験的に得られた真理などを簡潔端的に示すものであることが読みとれる。「標識」の「標」は、「しるし」とともに、例えば「標語」「目標」のように「めあて」の意味もあり、「記号」「表識」に比べて、'motto'により近いといえるかもしれない。

幕末・明治初期(『西国立志編』刊行をさかのぼる約十年間)の諸種の対訳辞書では、'motto'の訳語として「記号」は見られず、また、「記号」は、専ら'character, emblem, mark, sign, symbol'などに対応する。漢籍と、更に日本の明治初期の文献中における「記号」もほぼ同意であり、(先に触れたように、『正法眼蔵』の「記号」の意味はそれらとは異なるが、それも含めて)『西国立志編』の「記号」とはやはり隔りがある。

しかし、中村正直自身、'motto'と「記号」との間ほどの程度ずれがあると意識していたのかは不明である。また、相応の通訳と認識していた場合、この

語を選ぶに当たって、正直は特定の資料を参考にしたのか（その場合、その資料は何か）、それとも独自に案出しかつてはめたのかなどについても、現在明らかにしえない。

最後に、『西国立志編』刊行後の主要な対訳辞書などの記述について簡単に触れておきたい。

中村正直校正・津田仙等訳の『英華和訳字彙』（明治十二年）は、先にも触れたが、『motto』に「題目」の訳語を載せるだけである。「記号」は、上掲のロブシャイド編『英華字典』と同一語の訳語の中に見える。井上哲次郎等編『哲学字彙』（明治十四年）には、『motto』の語そのものが収録されず、「記号」は単に『sign』の訳語として見える。

『西国立志編』中の例文1〜5の「記号」は、『motto』を訳出したものであるが、以上で触れた諸種の「英華辞典」及び「英和辞典」類には、『motto』に「記号」の訳語を付した例はない。また、中国と日本の文献、とりわけ幕末・明治初期の文章内には、『西国立志編』のような『motto』の意味を表す「記号」を見出すことができない。

ところが、不思議なことに、明治十年代後半から二十年代初めにかけての英和辞典には、『motto』の訳語は、次のように記されている。

尺振八訳『明英和字典』（明治十七年・一八八四）

表題 表記 記号 題号

島田豊纂訳『附音和訳英字彙』（明治二十一年・一八八八）

題目 題号 標題 記号

棚橋一郎等訳『ウエブスター氏新刊大辞書 和訳字彙』（明治二十一年・一八八八）

題目 綱領 記号 題号 標題

上記の三書には、『motto』の訳語の一つとして、それまでの対訳辞書には全く見られなかった「記号」の語が採り入れられているのである。

注

1 ほかに、「名称、表題」と、「概念、数式、命題、推論などを書き表わすために用いられる符号の一般」の意味も記す。

他の二、三の国語辞典の語義を挙げる。

・一定の事柄を指し示すために用いられる知覚の対象物。〔広辞苑〕 第五版）
・ひとつとの間で、約束として使われるしるし。〔三省堂『国語辞典』 第三版）

2 正式の書名は、『Self-Help, with Illustrations of Character and Conduct. 初版は一八五八年。中村正直が翻訳に用いたのは、一八六七年の増訂版である。]

3 ほかに、「謂用年号紀元」の語義を記すが、本稿で問題とする「記号」とは離れるといえよう。

4 沈国威編著『六合叢談』（一八五七―五八）の学際的研究―付・語彙索引／影印本文』（一九九九年 白亭社） 解題三ページ。

5 水野弥穂子校注『正法眼蔵』 岩波書店（文庫）一九九一年

6 増谷文雄訳『正法眼蔵 現代語訳』 角川書店（文庫）一九七三年

7 角川文庫本は、「記号に注意する」と訳す。

8 松井利彦著『近代漢語辞書の成立と展開』（一九九〇年 笠間書院） 三五三ページ。

9 佐藤喜代治著『国語語彙の歴史的研究』（一九七一年明治書院） 二七二ページ。

10 森岡健二編著『近代語の成立 明治初期語彙編』（一九六九年明治書院） などによる。

11 ほかに、哲学と統計学の分野での意味を記すが、省いた。

12 小林雅宏『西国立志編』におけるふりがなの使い分け」（『専修国文』 第三十一号 一九八二年九月）、『西国立志編における左ルビの字音語』（ひつじ書房『日本近代語研究 1』（一九九一年十月）などによる。

資料（注に記したものは省略。本稿では「」内を用いた。）

陳廷敬等撰『佩文韻府』（康熙五年・一七二六）―『佩文韻府 索引本』 商務印書館 一九六六）

大典禪師編『学語編』（明和九年・一七七二）―『唐話辞書類集』第十六 汲古書院 一九七四）

- 中村正直訳『西国立志編』（明治四年・一八七二）―（国立国会図書館蔵本）
清水卯三郎「平仮名ノ説」（明治七年・一八七四）―（高野繁男・日向敏彦編『明
六雑誌語彙総索引―付複製版明六雑誌』 大空社 一九九八）
箕作麟祥訳『仏蘭西法律書』（明治八年・一八七五）―（国立国会図書館蔵本）
久米邦武編『^{特命}米歐回覧実記』（明治十一年・一八七八）―（田中彰校
注 岩波書店（文庫）一九七七―八二）
「郵便報知新聞」（明治十年―十一年・一八七七―一八七八）―（郵便報知新
聞刊行会編 柏書房 一九八九）

付記

漢籍における「記号」に関して、加藤敏氏にお教えをいただいた。厚く
お礼申し上げます。

二〇〇〇年（平成十二年）九月二十日稿